|  |
| --- |
| 対象経費 |
| 〇謝金（対象事業者の構成員に対する謝金は対象外）  〇旅費  〇材料費及び消耗品費  〇食糧費  〇印刷製本費  〇委託料（助成対象経費の1/2を助成の上限とする。）  〇使用料及び借り上げ料  〇通信運搬費  〇備品購入費（**汎用性のあるものを除く。**補助対象経費の1/2以下の額を対象とする。）  〇その他事業実施に必要と認められる経費 |

●事業を実施する際に参加するスタッフの弁当代は1,000円／人以下、お茶・ジュース等の飲み物代は500円／人以下とする。

●交流会、モニタリングツアー等における事業参加者にかかる食糧費（食材費を含む）及び旅費等は、次によるものとする。

①助成対象事業費の1/2を助成対象経費の上限とする。

②当該助成対象経費の1/2かつ100,000円を助成の上限とする。

●委託料については、助成対象事業費の1/2を助成の上限とする。

●備品購入に要する経費は次の要件に該当する場合のみを助成対象とし、汎用性のあるもの（パソコン、机、椅子その他一般事務等に転用できるもの）は助成の対象としない。また備品購入に要する経費は、助成対象経費の1/2以下の額とする。

①新規活動事業立ち上げ時の必要最小限の備品

②善良な管理のもとで継続的に活用できる備品

③管理責任が明確で、適切に管理できる備品